

インボイス制度に伴う『領収証』の対応について

2023年10月1日からのインボイス制度施行にあたり、
施行後の領収証（適格請求書の取り扱いについて、以下の
通りとさせていただきます。予めご了承下さい。

1. 『手書き領収証』について

- ・原則、手書きの領収証（適格請求書）は発行致しません。
- ・機械印字の『ご清算書・領収証』のみの発行とさせていただきます。

2. 『割り勘での清算』について

- ・割り勘での清算はインボイス制度に対応する領収証
（適格請求書）を発行出来ませんので、お受けすることが
出来ません。

3. 『領収証の合算』について

- ・複数の領収証を1枚に合算した領収証の発行は致しかねます。

支配人